西当別コミュニティーセンター貸室使用料金表

時間区分 区分					午前	午後	夜間
					9時~12時	12 時~17	17 時~22
						時	時
アリーナ	専使時/時当り額用用間1間たの額	アマチュアス ポーツに使 用する場合	入場料を	幼児、小・中・高	円	円	円
			徴収しない	校生	250	350	750
			場合	学生、一般	500	550	1,000
			入場料を徴収する場合		1,000	1,400	2,500
		その他の催物に使用する場合		営利を目的としな			
			入場料を	い場合	2,500	3,500	4,500
			徴収しない				
			場合	営利を目的とす	4,000	5,000	7,000
				る場合			
			入場料を 徴収する 場合	営利を目的としな	5,000	7,500	13,500
				い場合			
				営利を目的とす	10,000	11,250	20,000
				る場合			
	個人使用	小・中学生			1回 60円		
					(回数券 12 枚綴りで 600 円)		
		高校生			1回 90円		
				(回数券 12 枚綴りで 900 円)			
		学生、一般		1回 200円			
					(回数券 12 枚綴りで 2,000 円)		
大会議室1				円	円	円	
				1,500	2,000	3,500	
大会議室2				1,500	2,000	3,500	
会議室				400	500	900	
研修室				1,000	1,500	2,500	
和室1					500	700	1,200
和室2				500	700	1,200	
調理室					500	700	1,200

- 備考1 アリーナの一部を専用使用する場合の使用面積区分及び使用料の 算出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)総面積の2分の1を超える場合 全面の使用料
 - (2)総面積の4分の1を超え2分の1以下の場合 全面の使用料の2分の1
 - (3)総面積の4分の1以下の場合 全面の使用料の4分の1
 - 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
 - 3 1時間未満の使用料の算出方法は、次の掲げるとおりとする。
 - (1) 30 分までの場合 1時間の使用料の2分の1
 - (2) 30 分を超え1時間未満の場合 1時間の使用料
 - 4 使用料の算出された額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 5 アリーナ以外での商品の宣伝、展示、即売等営利を目的として使用 する場合又は葬儀に使用する場合の使用料は、5割増とする。
 - 6 アリーナ以外での営利を目的として入場料又はこれに類するもの を徴収する場合の使用料は、次の各号の当該入場料等の区分に応じて、 料金表に規定する使用料の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た 額を加算した額とする。
 - (1) 500 円を超え 1.000 円以下のとき 5割
 - (2) 1.000 円を超え 2.000 円以下のとき 10 割
 - (3) 2.000 円を超え 3.000 円以下のとき 15 割
 - (4) 3.000 円を超えるとき 20 割
 - 7 使用者が町民以外の者である場合の個人使用及び構成員の半数以上が町民以外の者である場合の専用使用に係る使用料は、10 割増とする。
 - 8 町民とは、次の掲げる者をいう。
 - (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により本町 の住民基本台帳に記載されている者
 - (2) 町内の事務所、事業所、学校等に勤務又は通学する者
 - 9 11 月1日から翌年4月 30 日までの間は、専用使用する者に対して 使用料の 100 分の 20 に相当する暖房料を徴収する。